

## 第7回神崎市新庁舎建設検討委員会

開催日時	平成28年9月20日(火) 9時30分 ~ 12時	
開催場所	神崎市役所 3-1会議室	
出席者	委員	21名中19名出席(2名遅れて出席)
	支援業者	(株)山下設計、(有)堤正則建築設計事務所、(公財)佐賀県建設技術支援機構
	事務局	企画課(中島課長、小柳係長、一番ヶ瀬係長)
	傍聴者	7名

### ～議事録～

開会 (事務局)	<p>まず、本会議の開催要件でございますけれども、委員21名中17名の出席をいただいております。2名の方が遅れるというふうな連絡を受けているところでございます。半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の傍聴者でございますけれども、報道機関が3名、それから住民の方が4名、傍聴を希望されております。入室の許可をしたいと思います。</p> <p>ただいまから第7回神崎市新庁舎建設検討委員会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、早速ですけれども、次第2の議題のほうに移らせていただきます。</p> <p>本日の議題につきましては、アンケート調査の結果が取りまとめられましたので、そのアンケート調査の結果についてということと、前回の会議に引き続きまして基本計画(案)についてということで、この2つを議題としているところでございます。</p> <p>それでは、この議事の進行につきましては委員長が議長を務めることとなっておりますので、進行につきましては委員長にお願いいたします。</p>
(委員長) 議題	<p>皆さんおはようございます。きょうは大変お足元の悪い中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。</p>
(1) アンケート調査の結果について	<p>きょうは議題が2つということで、本日も活発なご議論のほどよろしくお申し上げます。</p> <p>次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>まず、2の議題、(1) 神崎市新庁舎建設に関するアンケート調査の結果について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p><b>【神崎市新庁舎建設に関するアンケート調査 集計結果報告書の説明】</b></p>
(委員長)	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>すみません、この報告書の形式が、いまいちよくわからないんですけど、今、大きく集計結果報告書とQ12を抜き出したものが、これは別々の形になるんですか。これ、分かれちゃうんですかね。どういう最終的な性格なるのかというのがよくわからないんですけど。</p>
(事務局)	<p>今のところ、分けて報告書を上げてもらうようにしています。</p>
(委員長)	<p>それでは、委員の皆様、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>まずは、この内容について、報告書はこういう形でいいかということについて、ご議論したいというふうに思います。いかがでしょうか。</p>

(委員)	<p>技術的には大変難しいと思うんですけども、これアンケートが全部、各世帯に配布されているわけですね。そしたら、世帯主がどうしてもアンケートに答えたということになるわけですけども、もう少し20代、30代の方が多く参加してもらいたいんですが、20代、30代といっても、これ約9.3%、これぐらいしかなくなっていませんので、それが気になるなという感じを受けます。</p>
(委員長)	<p>若い人たちの意見、声を拾い上げたほうがよかったんじゃないかという話ですが、いかがでしょうか。事務局、はい、どうぞ。</p>
(事務局)	<p>このアンケート調査につきましては、市のホームページ等への掲載とか、あとは企画課等の窓口での配布もさせていただいてるところでございます。また、全戸配布ということで、区長さんを通じまして各世帯に配布をさせていただきました。その際、各世帯で複数回答がある場合については複数アンケート調査も入手できるような形はとらせていただいたところでした。ただ、どうしても各世帯へ配布させていただきましたので、各世帯主さんからの回答という形になったんじゃないかなというふうに思っております。ただ、ご家族でお話とかもされてご記入をさせていただいたところもあろうかと思っておりますので、その回答で確かに若い方からの回答については、恐らく世帯主さんのお名前前で調査票を回答いただいたと思っているところでございます。</p> <p>また、いろいろPTAの皆様とかいらっしゃいますので、そういった若い方々の意見につきましてもぜひ、いずれかの機会の中では、いろいろ聞いていきたいというふうに思っているところでございます。またいろいろコメントを求める機会はこの後もございますので、そういった中で少し工夫もしてみたいと思っているところでございます。</p>
(委員長)	<p>一応このアンケートの中に若い人の声も反映されていると考えられるということですね。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>今後また意見を求める機会があると言われました。具体的にはどういう考えですか。</p>
(委員長)	<p>いかがでしょう、事務局。はい。</p>
(事務局)	<p>今回はことしの4月に策定をいたしました基本構想をもとにアンケート調査を実施させていただいたところでございます。今後におきましては、基本計画を策定いたしまして、その後、基本設計に入っていきます。基本設計となりますと、ある程度イメージが伝わるような図面等も出てきますので、基本計画とあわせまして、そういった基本設計の案の段階で、また説明会等を開催しながら住民の方々の意見を求めていって、そして、場合によってはそういった意見をその設計の中で生かしていければというふうに考えているところでございます。</p>
(委員長)	<p>いかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>時間がないと思いますね。実際、そういうのがとれるかどうかですね。そういうことでずっと流れていくんじゃないかという、ちょっと危惧があります。</p>
(委員長)	<p>どうぞ。</p>
(事務局)	<p>計画の案ができた段階で、そういった場を設けたいと思っています。時間がないのは</p>

	重々承知しておりますけれども、住民の方々への丁寧なご説明は必要だと思っておりますので、何とか調整しながら行っていきたいというふうに思っております。
(委員長)	じゃ、ほかにいかがでしょうか。
(委員)	この資料の内容で、Q1、Q2、Q3、Q4、それについてはコメントが下を書いていないですね。Q5からは下のほうにちょっと、1行から2行コメントが書いてあるんですけども、これは非常に重要なんですね。忙しい方は下のコメントだけで判断していくわけなんですね。1番から4番まで簡単に、例えばQ1に関しましては、男性が60%、女性が40%ぐらいのデータですよというふうに、1、2、3、4にもちょっと下のほうにコメントを書きいただければ、読む人にとっては非常に時間の節約になると思います。
(委員長)	事務局、可能でしょうか。はい、どうぞ。
(委員長)	そうですね。Q5から分析結果ということで下のほうにコメントということでさせていただいておりますけれども、同様に、回答者の属性、Q1からQ4まで、こちらにつきましても分析結果ということで下のほうにコメントは早速入れさせてもらいたいと思います。
(委員)	お願いいたします。
(委員長)	じゃ、そうしましたら今の部分を若干修正していただくということで、2ページですね。Q1、Q2、それから3ページはQ3、Q4のところにもコメントを入れていただくということでお願いいたします。 ほかにいかがでしょうか。 私もちょっと意見があるんですけど、分けないほうが良いような気がするんですよ。今2冊に分けてという形にするということですが、やっぱりあくまでもその他なので、ちゃんとしたアンケートの集計があってその他と一緒に綴じられていて、1冊にしたほうがちゃんとした理解が進むんじゃないかなと思う。分けてしまうと、分けた分がひとり歩きしていくということないですかね。その辺がちょっと気になるんですが。
(事務局)	ありがとうございます。分けないでまとめて、報告書ということでまとめたいと思います。そのときに、報告書の13ページのアンケート調査についてということでアンケート用紙をつけておりますけれども、この前のほうに、そのQ12、その他の意見一覧表ということでページを振り直して、こちらのほうに載せたいと思っております。
(委員長)	あと、細かなことですが、文中に小さなスペースが幾つか空いているので、もう1回チェックしてください。例えば、1ページでいくと、最初に文章ありますよね、「老朽化、狭隘化、防災」、中黒ポツの後に小さい半角のスペースが入っていませんか。それから、その後の2行目の「不安やバリアフリー化などの未対応」の「バリアフリー」の「バリ」と「アフリー」の間に何かスペース入っていませんか。
(事務局)	ちょっと調べて、様式を再度見直したいと思います。
(委員長)	はい、お願いします。 ほか、いかがでしょうか。

(委員)	このアンケート調査、取りまとめ結構だと思いますが、最終的にこのアンケート、いろんな意見のあったところ、どこに生かしていくんだというのが、まとめとしてないんじゃないかと私は思うわけですよ。結果は結果として、これありますけど、どのアンケートを生かしていくんだという、皆さんに示したとき、結果だけ出てきて、どの場所でのアンケートを生かしていくんだというのを示すべきじゃないかと私は思いますけど、どうですか。
(委員長)	報告書の中で、このアンケート結果がどういうふうにかされるかということがちゃんと明記されていないといけないんじゃないかという理解でいいですか。
(委員)	はい。
(委員長)	そういう部分がないですね。いかがでしょう、事務局。はい、どうぞ。
(事務局)	アンケートの調査につきましては、1ページ目をご覧いただきたいと思います。 ここで、大きな1番、調査の概要、(1)調査の背景と目的ということで書かせていただいているところございまして、3行目からになりますけれども、「平成28年4月に「神埼市新庁舎建設基本構想」を策定しました。続く、「基本計画・基本設計」策定に係る参考資料として活用することを目的として、アンケート形式によるパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を募集しました。」ということでこのアンケート調査を取りまとめさせていただいたところでございます。 今回、基本計画の策定、それに続きまして基本設計の策定をしていきますので、その中での参考資料として当然活用をさせていただきたいと思っております。そういった計画、設計の策定の段階において、このアンケート調査においてどの部分について、どういうふうな形で反映をさせていただきましたというのが、その後、きちんと取りまとめさせていただきたいと考えているところでございます。
(委員長)	いかがですか。
(委員)	基本計画、基本設計については、確かに目的は書いてあるわけですよ。ただ、こういう意見があった場合は、検討委員会なり、設計の検討委員会でも出てくると思いますので、その中での議論の参考とするわけですね。だから、それは、目的は確かに書いてありますけど、結果として、この検討委員会の中でも生かしていきますよとか、そういうのが最後のまとめとして出てくるべきじゃないかと私は思うわけですよ。
(委員長)	もっと具体化したほうがいいですか。
(委員)	最後のまとめの段階かですね。
(委員長)	具体的に、どういう場面で、例えば、検討委員会なり設計の内容にしても、こういうものをちゃんと反映していきますということを書いたほうがいいですか。
(委員)	私はそう思いますけど。
(委員長)	いかがでしょうか。 この(7)の後にですか、イメージ的には。

(委員)	最終、まとめがあったらまとめのところがいいけど、まとめがないから。ただアンケートはしましたよということで、終わっているんじゃないかと思うので。
(委員長)	いかがですかね。はい。
(事務局)	今の取りまとめた報告書につきましては、そのアンケートの結果をきちっと分析をしたものを書かせていただいておりますけれども、そしたら、アンケートの結果のところの最後にまとめという形で、少しそういうふうな文章を、ちょっと事務局のほうで案を作成させてもらいたいと思っております。
(委員長)	そうですね。コメントが出てきて、一応何となくわかったような気にはなるんですけど、じゃ、それを1回考察してまとめて、市民が思っている意見というのは大体どういう方向に向いているのかということ、やっぱり少し明文化していただいたほうがいいと思いますね。はい、どうぞ。
(委員)	本当、今言われているやつは大切だと思います。整理しますと、やっぱり市民のニーズと今回のアンケート、たくさん課題がいろんな形で出ておりますけど、その辺はやっぱり最終的にまとめて、こんなニーズがはっきりわかりましたとか、こんな課題が残されていますとか、そういったことをやっていただいたほうが、私もわかりやすいと思います。
(委員長)	今、ご意見出ましたけど、この公表につきましてはいつぐらいまでを目途としておりますか。はい、事務局。
(事務局)	今回、検討委員会にご報告をさせていただきましたけれども、その後に公表したいと思っておりますので、今ご意見いただいた部分も若干、加えるポイントございます。その分につきましては、再度委員の皆様方にご確認をいただいて、それで了承をいただければすぐ公表させてもらいたいと考えております。
(委員長)	そうすると、もう一回まとめの分を審議して、それから公表ということでスケジュール的には大丈夫ですか。
(事務局)	できれば、再度集まっていただきますというよりも、修正したものを委員の皆様方に配布をさせていただきたいと思っております。そこでご意見等があれば修正等を行います。なければ、ご了承いただいたということで、公表させていただければと考えているところでございます。
(委員長)	ここの部分はすごく大事だと思うんですね。いかがでしょうか、皆さんご意見、今の事務局のご提案ですと、書面によって、メール管理みたいになるんですかね。
(事務局)	メールアドレスを希望の方はメールできます。
(委員長)	文書を配布して検討していただくと。なかなかその後意見が。はい、いかがですか。
(委員)	来庁いただいたらどうなんですか。一人ずつ委員方に、個別にですね。大変でしょう。

(事務局)	配布をします。
(委員長)	やっぱりまとめは大事だと思うので、ぜひその部分をまとめた文書を作成いただいて、それをそれぞれの委員の方々に確認していただくということをぜひやりましょう。あと、ぜひ2冊を1冊にされたほうがいいと思います。
(事務局)	わかりました。そしたら作業が終わり次第配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。
(委員長)	それから、公表はどのような方法でするんですか。
(事務局)	公表につきましては、10月号の市報で、「取りまとめ次第、市のホームページ、それから企画課、各支所の総合窓口課の窓口のほうで公表させていただきます。」と告知させていただいているところでございますので、公表につきましては、ホームページと、あと窓口での閲覧という形で準備したいと思っております。
(委員長)	概要版等は作らないんですかね。逆にいえば、手間がかかるので、丁寧にやればやるほど大変になっちゃいますけど、今のお考えでは特にないということですね。
(事務局)	このまま修正した形で、少なくとも冊子をそのまま公表したいと考えております。
(委員長)	はい、わかりました。 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、後半のほうの審議に移りたいと思います。
議題 (2) 神崎市 新庁舎建設計 画(案)につ いて	それでは、議題の(2) 神崎市新庁舎建設計画(案)についてということで、事務局ご説明をお願いします。
(事務局)	では、神崎市新庁舎建設基本計画(案)の説明をさせていただきます。 第5回、第6回でご審議をいただきました内容等をまとめております。 まずは5ページ目をお開きください。 第5章、「新庁舎の位置」についてです。前回承認をいただきましたので、括弧を外させていただきました。第6回で文書の一部は削除していいんじゃないかということで、文言を修正しております。真ん中の「また」から読ませていただきます。「また、基本構想をもとに実施した、アンケート方式によるパブリックコメントの結果では、約83.4%の方が他に適した候補地は無いと回答されました。有ると回答された方の意見では、約2.75%が候補地①に、約1.73%が候補地⑥を候補地として挙げられていました。こうした結果を踏まえ、協議・検討を行った結果、新庁舎の位置については、候補地③とします。」ということで、承認をいただきましたので、文言をこのように変えております。 続きまして、6ページをお開きください。 第6章「新庁舎の規模設定」でございます。 こちらのほうにつきましては、前回、規模、延べ床面積を赤丸で〇〇、また、下のほうの神崎町保健センター、東部農林事務所についても赤丸で〇〇というふうにさせていただいていたところ です。

神埼町保健センターについては現在の延べ床面積の規模ということで、約1,000㎡という数字を書かせていただいたところです。

続いて、東部農林事務所についてですが、東部農林事務所からの要望で、約850㎡が必要であるというふうな、事務レベルで話をいただきましたので、約850㎡という数字を書かせていただいております。

続きまして、規模になります。新庁舎の面積、延べ床面積についてでございます。こちらのほうは別紙で1枚カラー刷りをお配りしています。ご覧ください。

1枚紙で別紙1「新庁舎規模設定根拠」ということでお配りをさせていただいております。こちらのほうで説明をさせていただきます。読んで説明をします。

「基本構想において、総務省の起債基準で算定した新庁舎の必要面積は6,246㎡となります。ただし、総務省起債算定基準は、庁舎を行政事務のオフィス及び議会の場であると想定したもので、最近の庁舎では、これらの基本的機能以外に防災拠点機能や市民利用機能など、様々な機能が求められています。そのため、基準面積にそれらの面積を付加して必要面積を定める必要があります。この付加機能の面積にあたっては、他の自治体の事例に基づく付加機能の割合を参考とし算定を行います。」ということで、6つの自治体を参考に例を挙げさせていただいております。

まずは延岡市、尾道市、天草市、国東市、豊後大野市、宇佐市の6つについて述べております。まずはそれぞれの想定人口、あと想定職員数と、それに基づきまして算定しました起債基準面積、その横については、起債基準面積以外に付加した付加機能面積をそれぞれ書いております。一番右のほうに付加機能面積の起債基準面積における割合を載せております。延岡市で12.1%、尾道市で9.6%、天草市が12.4%、国東市が22.5%、豊後大野市で20%、宇佐市が20.7%で、10%から20%程度が付加機能の割合となっております。6つを平均いたしますと16.2%の付加機能の割合です。神埼市は、総務省の起債基準で算定した必要面積が6,246㎡でしたので、こちらの付加機能割合の16.2%を勘案しますと、999㎡が付加機能として加算でき、合計の7,245㎡となります。

したがって、庁舎規模はおおむね7,200㎡と想定できますとまとめをさせていただきます。

下のほうに、その面積について、書いております。総務省起債算定基準で、①事務スペース、事務室が面積としましては1,921㎡、②倉庫が249㎡、③会議室といたしまして、1,792㎡、④通行部分といたしまして、1,584㎡で、⑤議事堂といたしまして700㎡ということで、これらを合わせますと6,246㎡になります。⑥の付加機能といたしましては、市民ホール、情報コーナー、情報機器室、災害対策機能、またその他の必要面積が954㎡と想定できるということで、全体で7,200㎡が新庁舎の規模として算定した根拠になります。こちらのほうを先ほどの基本計画（案）の6ページのところで書いておまして、規模延べ床面積は約7,200㎡ということで数字を書かせていただいております。文言がちょっとこのままでやると、今の説明でいいますと間違いというか、上のほうが間違っております。上の4行で「新庁舎としての必要な規模を基本構想では約6,500～7,500㎡と設定しましたが、基本計画と並行して行ったオフィス環境基本計画やユニバーサルデザイン、市民協働スペース確保等の観点を踏まえつつ、コンパクトで機能的な庁舎の実現を図るため、以下のとおり本市の実情に合った新庁舎の適正な面積を設定しました。」というふうに言い切っておりますけれども、こちらのほうが、先ほど説明した分とちょっと異なる文章になっております。

先ほど説明した文章で言いますと、「他の自治体の事例をもとに規模の算定を行った」という文言にしなくてはならないと考えております。

「今後は基本計画と並行して行ったオフィス環境基本計画、また、基本設計段階にお

いて新庁舎の適正な面積を算定していくこととします」という文言も追加したいと思っております。

続きまして、14ページ目をご覧ください。

第8章「施設配置計画」でございます。こちらのほうで、1. 庁舎エリアということで書かせていただいております。前は庁舎の規模といたしましては、7,500㎡を目安にというふうに書かせていただいていたところですが、今回、先ほどの説明のとおり、7,200㎡を目安に検討することとし、こちらのほうに書かせていただいております。

続きまして、2番目の駐車場エリアについてです。

前回、障害者用駐車場を3台以上というふうに書かせていただいていたところがございます。佐賀県福祉のまちづくり条例で定められている算定を再度見直したところ、今回、駐車場については、300台を目安に整備しますというふうに書かせていただいたところですが、佐賀県福祉のまちづくり条例におきましては、300台の1%にプラス2台というふうに記載がありまして、プラス2台を足し忘れておりましたので、プラス2台を追加いたしまして、5台以上ということで文言を修正させていただきました。

続きまして、16ページ目をご覧ください。

各エリアのゾーニング計画についてでございます。

前回は駐車場について色分けをして記載をさせていただいております。公用車駐車場と来客用の駐車場ということで書かせていただいておりますけれども、こちらのほうは全て駐車場という形で書いております。

上のほうの文言ですけれども、2案を軸にということですが、まずは例として配置計画案を示し、文章としましては、例としてという文言を追加して記入をさせていただいております。

続きまして、17ページ目をお開きください。

その文言について、この2案を軸に案を決定して、より詳細な検討をしていくという文言に変えさせていただいております。

#### 【読み上げて説明】

続きまして、21ページ目をご覧ください。

バリアフリーの文言ですけれども、上から3つ目のポツを追加しております。

追加項目としましては、「平時や災害時に備え、聴覚障害者に分かるような電光掲示板や避難誘導灯（フラッシュライト等）を設置します。」ということで、文言の追加をさせていただいております。

また、駐車場等の下のほうに文章を追加しております。

「駐車場等」ということで、「等」の中に入れておりますけれども、「高齢者の来庁に配慮し、休憩場所やベンチなどゆとりの空間を設置します。」という文章を追加させていただいております。

続きまして、22ページ目をお開きください。

第11章の「新庁舎建設の実現化方策」についてでございます。

前回、延床面積を7,500㎡と想定しまして算定をしていたところでございます。こちらにつきましては、先ほども説明しましたが、7,200㎡という規模の根拠を示しましたので、こちらのほうに数字を置きかえております。28億8,000万円ということで変更をさせていただいております。全てを合わせまして36億9,000万円ということで、上のほうに青で概算事業費約37億円と、見やすくさせていただいております。

前回、項目において用地費というふうにさせていただいておりますけれども、用地費ではなくて、用地造成費であったということで、文言の修正を記入させていただいております。用地造成費を3億4,000万円と書いております。

	<p>あと、下のほうに※印で書いておりました文言を委員の皆様からご指摘をいただいたとおり修正をさせていただきます。</p> <p>続きまして、読みます。</p> <p>「建築工事費（庁舎本体）の施工単価は、基本構想においては、平成24年度の近隣市町村の実績額（29.3万円/㎡）で算定していましたが、直近の実績平均単価（40万円/㎡）に変更したため、増加しました。」ということで、庁舎本体工事費の増加の分をこちらのほうで文言を説明追加させていただいております。</p> <p>続きまして、23ページ目をお開きください。</p> <p>真ん中の表になります。起債事業の概要で、中ほどに書いておりますけれども、既存施設の解体費について修正を一部させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、合併特例債と一般単独事業債の説明で、対象がよくわからないような表現になっておりましたので、対象が対象じゃないかをわかるような表現にさせていただきます。</p> <p>既存施設の解体費につきましては、通常の起債は、新庁舎の建設に位置する施設の解体につきましては対象となるということで、同じ場所に建てるときに解体が必要となる分には対象になるということです。上記以外につきましては、解体に要する経費は起債の対象外となります。ところが、合併特例債を活用した場合につきましては、庁舎建設とは別事業で整備をするということで対象になります。このため、下のほうに※印で合併特例債を活用した場合は対象となりますと文言の修正をさせていただきます。</p> <p>続きまして、24ページ目をご覧ください。</p> <p>24ページ目の事業のスケジュールのスケジュール表について修正させていただきました。</p> <p>平成32年度、下のほうになりますけれども、前回、現庁舎解体工事と保健センターの解体工事の2本を上げておりましたけれども、ゾーニングのところを書いておりましたとおり、詳細に詰めていきますと、保健センターを早く解体しなければならない等が出てくる場合がございますので、保健センター解体工事は、削除させていただきます、本庁舎等解体工事ということで、「等」の中で解体工事はどちらのほうをするかにつきましては、詳細に詰めて検討をさせていただきたいということで、修正を行っております。</p> <p>以上が第5回、第6回の新庁舎建設基本計画（案）について皆様からご意見等をいただきました分の修正の内容になっております。</p> <p>以上です。</p>
(委員長)	<p>どうもご説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、皆様からご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。どこからでも構いません。</p>
(委員)	<p>別紙1の新庁舎建設規模の根拠なんですけど、これの最近の自治体の事例の平均ということでとられていますけど、神崎市さんと同等規模のところというのは、全て20%を超えているんですけど、規模が小さくなれば、この割合が高くなると思うので、16.2%で大丈夫なのかというのが気になる場所なんです。</p> <p>それから、基本構想の22ページの概算事業費のところなんですけど、これの中に、今、JA会館を取得されて、それを利用していかれるということで、その改修費用がかなり金額的に上がっていくんじゃないかなと思っているんですけど、これについては、この事業費の中には入っていませんということが何も書いていないものですから、その分を何か書いておく必要があるのか、あるいはその分については全く別の、この中には入れなくて考えられているのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたい。</p> <p>以上2点です。</p>

<p>(委員長)</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>まず前半のほうですね、面積算定でほかの事例をもとに参考にしたということで、ほかの事例の中でも、人口規模が小さいところは意外と付加機能の割合が高いんじゃないかと。具体的には、国東市と豊後大野市ですかね、この辺は大体20%であって、そういう意味じゃ、16.2%というのは足りないんじゃないか、大丈夫ですかというご質問だと思うんですが、やっぱり人口規模に応じて付加機能面積の割合というのは、小さくなれば小さくなるほど付加機能の面積の割合はやっぱり大きくなる傾向にあるんですかね。何となく、この6事例だけでまだ何とも言えないというところもあるんですけど、いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>人口規模によって大体おおむね庁舎の規模というのが決まってくるわけでございますけれども、どうしても大規模の場合は小さい傾向にあって、規模が小さくなれば付加機能部分の面積が増えてくるといった傾向はあります。それはどういうことかと申しますと、例えば、災害対策本部機能、そして、各部課長が集まって対応できる会議室、あるいはそこに警察とか自衛隊とか関連機関の方が入って一緒に活動する、そのスペースというのは、部とか部課長の人数とかにおおむね関わってくるわけでございます。それは自治体によって部とか課の数ってそう変わるものではないので、必要な面積というのは、災害対策本部であれば、こういう活動をすれば、例えば200㎡必要で、各自治体で庁舎の規模によって大きく変わってくるものではないので、どうしても規模が小さいと割合が増える傾向にあります。それは、それぞれ付加していく機能それぞれについて同様なことが起きてまいりますので、豊後大野市や国東市などは20%を超えております。一方で、宇佐市は、起債基準が11,000㎡と大規模でございますけれども、付加機能が20%ということで、必ずしも正比例するわけではなく、一応7,200㎡ぐらいでどのような計画が可能かという概略設計を3案ほど行いまして、総事業費のこともございますので、過不足なく7,200㎡ぐらいあれば、うまくいくのではないかとというふうに現在の段階では試算しているところでございます。</p> <p>当然、付加機能が増えればそれだけ市民の皆さんにサービスする機能が増えてまいりますわけでございますけれども、総事業費との見合いとか、できるだけ簡素に無駄のない形でいく方針でございますので、そのあたりを勘案すると、7,200㎡ぐらいでいいのではないかとというふうに今の段階では判断した次第でございます。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>ありがとうございました。事務局、何かありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>その次のご指摘事項で、JA会館等の改修費はどうするかということについてお答えをさせていただきます。</p> <p>改修費につきましては、新庁舎建設とは別事業になりますので、そちらのほうは文言で別途必要だというふうな文言を記入して説明をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>前半のほうの、まずは面積に戻りたいんですが、確かに、ご説明によりますと、面積が小さくなれば、この付加機能の割合が大きくなっていく傾向にありましたというのは確かですね。ということですが、いろいろ3案程度スタディーして、大体16%付加機能があれば何とかやれるんじゃないかと。一方では、4ページですかね、新庁舎の建設基本理念の中に、コンパクト化を推進しようというのがありますから、そういう意味じゃ、余り無駄に大きくないほうが多分望ましいんじゃないかというふうに思われますので、そういう意味じゃ、小さい団体の平均の約23%を目標値にしないほうがやっぱりいいのかなと私も個人的には思うんですが、委員いかがでしょうか。</p>

(委員)	<p>この庁舎の計画で、この付加機能の部分というのは、今から必ず必要なものであって、今後も求められるものだというふうに私は思っているのですが、こここのところはやっぱり面積的に大丈夫かなとちょっと考えています。</p> <p>それから、もう1つ、例えば、ここ会議室とか倉庫とか、こういったものをJAの建物の部屋を使うんだというようなことで、奥の部分を多少減らしてでも何とかやっているとというような話であれば、それはそれでいいのかなと考えます。</p>
(委員)	<p>付加機能の内容というのは、この別紙でも下のほうに、一応機能としては、市民ホール、情報コーナー、情報機器室、災害対策機能、その他というふうに書かれておりますが、こういう5つが今、必要だということで付加機能の割合が16%必要じゃないかということで算定しているんですね。という理解をしていいんですね。</p>
(事務局)	<p>よろしいです。</p>
(委員長)	<p>ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
(委員)	<p>この付加機能のお話しですけど、この別紙1の中で、市は全部書いてあるわけですね。佐賀県の白石なんかは研修に行ったわけです。参考資料としては、やっぱり県内も上げていただきたいと思うわけです。それは新しい市、最近の自治体の事例はいい傾向だと思えますけど、ほとんどパーセントは変わらないと思えます。資料としては、そういうのはやっぱり県内を上げていただいて、やっぱりしていくべきじゃないかと。よその市ばかりじゃ、現実に我々が見に行っただのは何だったのかというのがあるわけですよ。職員も見に行っておるし、議会も見に行っておるけん、やっぱりその中で議論するのはいいけど、よその市ばかりで上げていただくのは、ちょっといかがなものかと思っております。</p> <p>それと、基本計画の中で、12ページの(2)具体的方針ということで、議場及び委員会というのがあって、この前の中でも、議場がフラットだということで、何に使うかという議論があって、ほとんど使われていないということで、この分については、床面は段差がなくと書いてありますけど、そこの文面は後の検討の中で、基本設計の中で検討いただくとして、基本的には議論がしやすく使いやすい議場を建てていいんじゃないかと。細々と書く必要があるかどうかです。こんなに書いていたら、みんな細々と書く必要があるんじゃないかと。</p> <p>それと、議長室や副議長室も、本当に必要かどうか、この辺もあって、議会と協議の上と書いてありますけど、これはみんなどうするかはそんなに、議会もこう書いていただくのはうれしいですけど、本当に必要かどうかは議論していただくということで、必要に応じた配置しますでいいんじゃないかと私は思いますので、この辺、皆さんの意見を聞きたいと思えます。</p>
(委員長)	<p>議場についてはいかがでしょうか。ほかの議員にもお聞きしたいと思うんですけど、いかがですか。</p>
(委員)	<p>今、委員が言うように、私ども議会でもそういうお話は若干したわけですがけれども、委員に、私も賛成するところです。余り細かく定義してしまうと、全部そういうふうになって、議長だけじゃなく、ありとあらゆるところにそういうきめ細かい表現をするようになりますので、設計の段階ですればいいんじゃないかなという気がします。</p>

(委員長)	どうぞ。
(委員)	もう1点ですけど、その中で、④の執行部の控室があるわけですけど、この分は、今現在、議会が千代田庁舎にありまして、そういう部屋がないということで、今回、上げられたんじゃないかと思えますけど、新しい市に新庁舎の研修に行きますと、本館と一緒に本庁舎の中に職員がおり、控室があったのは私も余り見たことがないわけですよ。だから、あることはいいだろうと思えますけど、コンパクトにするためには、会議室もあるし、これもうたうべきかどうかは、ちょっと疑問に思うところでございます。
(委員長)	これも、もうコンパクトな庁舎を目指すんだったら、あえてつくる必要ないかもしれない。だから、あえてうたわないほうがいいんじゃないかと。
(委員)	はい、うたわないほうがいいと私は思います。
(委員長)	設計段階でしていけばいいというようなお話ですが。いかがでしょうか。事務局。
(事務局)	そしたら、まず議場、それから委員会室等ということで、2つ目の丸としている、床面の段差について書かせてもらっておりますけれども、これは余り具体的な検討事項ということでございますので、まずは議論がしやすい、また、使いやすいというふうなところで、少し文言のほうは修正をさせていただきたいと思えます。 それから、②の議長室、それから応接室等ということで、こちらにつきましては必要に応じて配置をしますということで、これについては「協議」はもう要らないんじゃないかということでよろしかったですかね。「必要に応じて配置をします」という表現で。
(委員)	そうそう。
(事務局)	わかりました。それから、あと④の執行部の控え室でございますけれども、議員の皆さんは高梁市に視察に行かれたと思います。そこで執行部の控室ということで、議場の入り口のところに控室を設けてございまして、いろいろと執行部も会期中において迅速な資料提供とかの対応が、控室を設置したことによって、できていますというふうなお話等もございましたので、今度の新庁舎の建設とあわせてちょっとどうかということで記載をさせていただいたところでございます。ただ、おっしゃいますようにコンパクトな庁舎を目指すというふうにさせていただいておりますので、これにつきましては、この基本計画の中からは削除をさせていただきまして、設計の中でこういった配置がとれるか、そこで検討をさせていただければと思っています。
(委員長)	はい、どうぞ。
(委員)	例えば、議会図書室とかを活用するとか、設計の段階でできるんじゃないかと思うわけですよ。だから、その辺をもう少し設計の段階で計画されたらどうですかと思えます。
(委員長)	よろしいでしょうか。事務局、どうぞ。
(事務局)	具体的には、詳細な設計を行う段階において、どのくらいのスペースがとれるかとか、そういったものがございまして、その中であわせて検討はさせていただきたいと思えます。

(委員長)	どうもありがとうございました。面積の話にもう一回戻ろうかと思ったんですけど。
(委員)	面積です。
(委員長)	はい、どうぞ。
(委員)	<p>この面積・規模のことですけど、まず、6ページに、神埼の職員数が256人と。臨時・嘱託職員含むということで、今、臨時職員、嘱託関係は大体100人ぐらいいらっしゃるんですかね。ちょっと後でいいんですけど、別紙のほうのいろんな市のほうの想定職員数が出ておりますけど、これが、うちと同じような形で入っているのか入っていないのか、この辺も説明が必要じゃないかなというふうに思います。</p> <p>それと、あと、きょうは何か設計の専門の方がいらっしゃいますけど、どこの市でも人口減というのが将来的に予想されますが、そういったものに対する配慮といいたししょうか、神埼市の場合は、大体みんなで一先懸命頑張って人口が減らないように頑張っていくわけですけど、どうしてもやっぱり25年から30年ぐらいすると、今のところ1万人ぐらい減るといふようなことはもう出ています。それを最低限に抑えるということていくわけですけど、そういった場合に、業務的には人口が多かろうが少なかろうが業務内容は一緒に職員はあまり減りませんよという考え方もありますけど、それは全てそうじゃないと私は思うんですよね。例えば、臨時であるとか嘱託の方なんか、人口減に伴ってある程度減ってくるんじゃないかなと。建物を建てますと、やっぱり50年、60年後ということになります。空きスペースが将来的に、すぐは出ないと思えますけど、ちょっとその辺を含めて、どういうふうな動きが、ほかの市のほうでは考え方があっているのか、その辺も含めてちょっと教えていただきたいなと思って。</p>
(委員長)	まず、1点目はほかの別紙1の資料で書かれている想定職員数ですね。それが臨時職員、嘱託職員等をまず含むのかというご質問だと思うんですけど、いかがですかね。はい、どうぞ。
(事務局)	近隣の自治体の事例によるとということで、想定職員数につきましては正職員、それから臨時・嘱託を含む数で書かせてもらっているということで、市のほうで想定している職員数も、臨時・嘱託を含むということで書かせていただいておりますので、これは同じ考え方で記載をしているということをご理解ください。
(委員長)	それから、2点目は、将来に向けて職員数はどこでも減っていくんじゃないか。今回、この神埼の256人という数値を出されていますけど、これもある程度減少していく、職員数は減っていくという想定で算定された職員数なんですかね。将来の見込み職員数ですかね。
(事務局)	ここの想定職員数は建設をされる時、当然、計画とか策定をされておりますけれども、その時点における現在の職員数ということで、ちょっと10年後、20年後、人口減少に伴ってこのくらいの職員数が減るでしょうとか、そういうふうな想定に基づくものではなくて、あくまでも建設時点での職員数というもので算定されたものでございます。
(委員長)	ということは、じゃ、10年後、20年後どうなんだということを考えているわけじゃないと。引越し時点ですね。引越しの時点の数を示していると。設計事務所さん、いかがでしょう、想定職員数についての基本的な考え方みたいなもの

<p>(設計事務所)</p>	<p>をご紹介いただければと思います。</p> <p>まず、職員数の減少の傾向としては、人口減に正比例して減っていくという感じではないですね。というのは、近年やはり従来と違って高齢化社会の進展等もありまして、福祉にかかわる方の職員数の比率が、例えば20年前に比べると随分増えておりまして、減るサービスの部分も確かにありますけれども、逆にそういう手間のかかる仕事、サービスというのも増えていて、必ずしも人口減にそのまま職員数が直結して減っていくという傾向にはないかなというふうに思っています。</p> <p>それと、もう1つこれは今後の設計の中で検討していく課題になってくるんですけども、職員数が減ってくる一方で、やはり市の行政に対して市民の参加、市民と行政が一体になった行政の推進、そういうことで協働のスペースですとか、市民参画のためのスペースというのは増えていく傾向にあります。当然、職員数が減ってきたときに、そういう市民の方の協力を得ながら一体的に行政を運営していくという傾向になっております。減った分については、そういう外部の方が入って来られるようなスペースに転用できるようなセキュリティーのゾーニングのつくり方、そういうものを踏まえて、設計上の課題としては最近そのあたりが大きな課題になるところでございます。</p> <p>ですから、若干職員数が減っても、その空きスペース、別の市民サービス、市民の方が利用できるスペースへ転用していくというようなことを今後は検討していく必要があるかなというふうに考えております。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>そうすると、あまりシビアに、これだけ減っていくから何かコンパクトにしなきゃいけないということじゃなくて、ある程度、中の空間をフレキシブルに使いながらも、柔軟に対応できる庁舎づくりというのが大事じゃないかという考え方なんですかね。いかがですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>この規模というのは、やっぱり事業費に直結しますよね。私は非常に大事なことと思うんですよ。変わってきますもんね、考え方一つで。やっぱりすごい金額の差が出ると思うんですよ。で、今、専門の方も言われましたけど、将来的に課題ですよということは、非常にそこは問題点だということだと思います。果たして将来的に、市民の方々が本当にうまく建物を利用できるかということも人が減っていくと、私は逆に少し減っていくのかなという気もします。</p> <p>そういったものについては、実施設計に入った段階でスペースができて、何かあったときはこういった利活用をするよということで進めていかれると思いますけど、やっぱりその辺は慎重に、もしよかったらやっていただきたいなと。</p> <p>それと、もう1つ、報告書的に出ていくかと思えますけど、職員1人当たりの25㎡から35㎡という数字、一番最初からありますけど。やっぱり一般の、私も含めてなんですけど、やっぱりぴんと来ないんですよね。ちょっとその辺がうまく、25㎡と簡単にいったら8坪弱なんですよ、職員1人当たり。8坪というたら結構あるんですよ。例えば、現にこの庁舎の中にどのくらいの職員さんがどのくらいのスペースでされてますよとか、後でいいですけど、参考的なものがあって、そういった根拠が出てくれば非常にわかりやすいなと思いますので、ちょっとその辺もよかったら、大変でしょうけどお願いしたいなと思います。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>1人当たりの事務スペースというのは、今までもたくさん蓄積があったですね、資料とか設計事務所さん持っているんじゃないですかね。1人当たりのフロア面積数に関する資料等、そういうものも入れていただけると説得力が増すんじゃないかなというふうに思うんですけど。いかがですか。</p>

(設計事務所)	<p>事例は多数ございますので、それを一覧表にして、参考資料として提出するのはできると思います。やっぱり結構幅がありまして、25㎡から35㎡と、それ自体もかなり幅があるんですけども、40㎡ぐらいの自治体もありますから、一概に何㎡が最適かというのはなかなか。その自治体の事情とかがあってのことでございますので、どれがいいというふうに決めつけられるものではございませんけれども、平均的な話でいくとやはり30㎡前後というのが多いかなというふうには思っています。</p>
(委員長)	<p>一応、基本計画の中に、この30㎡というのはどういう数値なのかということを示していただくのが大事かなと思うんですよ。ぜひページの中で触れていただきたいなというふうに思うんですけど。</p>
(設計事務所)	<p>例えば30㎡というのは庁舎の延べ床面積を職員数で割っただけの指標ですので、当然、議会の面積とかも全部含んでいるんですね。だから、実際に職員の方が使っている面積が8坪あるとか、そういうことではないので。</p>
(委員長)	<p>あっ、そうなんですか。</p>
(設計事務所)	<p>はい。</p>
(委員長)	<p>実際の職員の面積じゃないんですか。</p>
(委員)	<p>そうです。だからわかりにくいんですよ、逆に。</p>
(委員長)	<p>執務スペースの話をしているんだと思ったんですけどね、すみません。わかりました。</p>
(設計事務所)	<p>だから、ちょっとその辺は。ただ、大きな目安としては、職員数と述べ面積という関係は一つの目安としてはありますけれども、今申しましたように、職員の方以外の方が使う面積、議会の部分とか、共有の会議室、それから機械室、そういったものも含めて延べ床面積がある職員数ということでございます。職員の方が使う面積については、基本的な考え方というのは総務省の起債基準で1人当たり7㎡というのが目安になって、積み上がったのが先ほどの1,921㎡ということでございます。</p>
(委員)	<p>今言われたように、一般の方が、ここに総務省の起債算定基準ですよということではびんと来ないんですよ。まさしく今説明されたとおり、あと通路も多分含んでいると思うんですよ。いろいろなものが入った中での、こういった設定ですよというのはしっかりやったほうがいいのかと、説明の中でと思います。</p>
(委員)	<p>いろいろ数字の細かいところの話が出ておりますけれども、ここに書いてある数字そのものは、1つの考え方、いわゆる国あたりが指定した基準なり、あるいは他の市のほうの状況を勘案しながらの1つの目安として書いている部分ということですので、実際にそれを基本設計の中で生かす部分では、そこの中で結果的に25㎡になるのか、24.5㎡になるのか、26㎡になるのか、それは変わってくるとは思いますので、ここは1つの目安としてトータルで考えていただければと思っております。</p> <p>それから、さっき言われましたように、議会のほうで執行部の控室なり、議長、副議長室をどうするかということについても、実際の設計の中でとったほうがいいのか、とらなかったほうがいいのか、その部分については、具体的でないもの、実際見た上で</p>

	判断していただければなというふうに思います。
(委員長)	はい、どうもありがとうございます。 今、細かく見ていくと非常に難しいところはあるかと思うんですが、まずは今16%という数字が出ています。これについては、ちゃんと基本計画の中で決めていかないといけないと思うんですね、16%。はい、どうぞ。
(委員)	これも、先ほど設計事務所のほうから設計のパターンをつくった上での、大体このくらいあればいいんじゃないかというお話になりましたけれども、基本的にはこれを目標にして、これにちゃんと決めてしまうというよりも、1つの目標値として進めていくというご理解をいただければと思っております。
(委員長)	すみません、私の言い方を誤解されているかもしれませんが、16%を目標としていいのかどうかということをちゃんとここで議論されたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、例えば、庁舎規模が小さいところが二十何%が付加機能割合ということで、今回、ここは神崎市が16%という値を設定しているという状況でありますけど、この16%、いろいろ設計事務所さんが3案ぐらいつくって試算して、大体15%が目安じゃないかということで、その16%の中身というのが、下のほうの表の中に入っているかと思うんです。市民ホール、情報コーナー、情報機器室、災害対策機能、こういうものが面積で16%ぐらい増えるということですが、この機能と数値考えていかがでしょうか。まずこういう機能が要るのかどうか。必ず要るものもありますけれども、面積を取らないといけないのかどうか疑問としてあると思うんですけれども。 すみません、国東市さんは22.5%と書いていますけど、私、国東市にかかわったんですけど、何が増えてこの22%なんか入っていたんですたっけ。おわかりになりますかね。結構、最終的にそぎ落としていたような気がするんですけど、すぐにおわかりにならなければ結構ですけど。
(事務局)	調べて……
(委員長)	いや、もうこの場では結構です。すぐに出なければ。 いかがでしょうか。どうぞ。
(委員)	すみません、ちょっとご質問なんですけれども、12ページの議会図書室というのは、今現行あるわけですか。それとも、新たにつくられるわけですか。
(委員長)	12ページの議会図書室。
(委員)	はい。
(委員長)	ああ、ありますね。現行はあるんでしょうかということですが。
(事務局)	議会図書室につきましては、議場の入り口のところにございます。合併前は千代田町の監査事務局の部屋ということで使用しておりましたけれども、監査委員事務局が本庁のほうに移ってきていますので、そこを図書室ということで使用させてもらっています。そしてまた、議会の図書室の設置につきましては、地方自治法で設置をなさいたいというふうな自治法上の規定がございます。

(委員)	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>その場合には、図書のこういう大事な研究資料という、研究調査ということであれば、その担当者っておられるんですか。維持管理というのは、当然そういう資料はどういうふうにしておられますか。</p>
(事務局)	<p>議会事務局の事務職員が担当しております。</p>
(委員)	<p>そうですか。はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
(委員長)	<p>ほかにかがでしょうか。</p>
(設計事務所)	<p>ちょっと補足させていただきますと、付加機能の中のその他というところがございませぬけれども、今ちょっと話題の出ました議会図書室とか正副議長室というのは起債算定基準の対象外になるんですね。そういう部分もその他の中に入っている。それから、この起債基準というのは相当古い基準でございますけれども、現在、いろいろユニバーサルデザイン化ということで、トイレの充実とか、あるいはそういった部分については、③の会議室のところに便所というのが入っておりますけれども、こういうのが勘案されていない算定面積なんですね。だから、ここのところも実際は増えてきます。そういう部分を付加機能的な部分の面積の中でまかなっているということになってきます。</p> <p>それから、昔はそんなに情報化が進んでおりませんでしたので、それにかかわるスペースとか、そういうもの、情報機器室と書いてありますけれども、クラウド関係も一方で進んでいるんですが、残る部分もかなりございます。そういう意味で、その他の部分にはいろんな要素が入っております。</p> <p>それから、倉庫、書庫というところについても、大体この起債面積で言うと、文書保管庫が全然足りない傾向にあります。そういう部分もこの付加機能のところでもまかなっていくという形になっておりまして、そういう意味でその他の中にいろんな要素が入っているということでございます。</p> <p>それから、ちょっと先ほど国東市のお話、ちょっと今ホームページで確認しましたところ、防災、それから備蓄倉庫、それから書庫、それから電算関係、職員の福利厚生関係の休憩室、更衣室、こういったものが含まれております。</p> <p>保健センター機能は、当初計画されたかもしれませんが、一応ゼロというふうには、それは外してあるようでございます。</p>
(委員長)	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>なかなか16%が適切かと判断するのは難しいと思うんですけど、山下設計さんが3案、スタディーをやったんですね。大体16%というのは必要最低限ぎりぎりのところだろうという感じなんですか、その辺のニアンスをちょっと教えてください。</p>
(設計事務所)	<p>一応配置、この中に2案出ております。奥に建てる場合、それから、手前に建てる場合、階数は片方は6階建てぐらいで、奥に建てれば4階建てぐらい、もうちょっと敷地が確定しない部分があるんですけど、4階建てであったり、6階建てであったり、あるいはもうちょっと1フロア大きくして、3階ぐらいにおさめた場合、いろいろスタディーしていく中で、大体妥当かなというところでございます。きつきつというところまではまだいかないかと思っております……</p>
(委員長)	<p>それは一方で、ユニバーサルデザインとか必ずやっぺいこうと思うと必要な面積だという。</p>

(設計事務所)	そうだと思っています。
(委員長)	華美に、何か豪華な仕様になっているというわけじゃないと。
(設計事務所)	<p>華美に、何か余計ないろんな機能がついているわけではなくて、むしろ、会議室を共用しながらやっていくとか、そういう部分も勘案した上で、16%ぐらいでいけるのではないかと思います。</p> <p>それから、もう1つ、今オフィス環境調査という業務が出ておりますけれども、その中で、いろんなオフィスレイアウトの検討をなされていると思うんですけれども、1つは、フリーアドレス化の検討というのもございまして、そうすると、事務室面積の効率がもう少し上がってきたりしますので、オフィス環境の調査の内容も踏まえて、延べ床面積については、最終基本設計の中で確定していきたいなと思っております。</p> <p>だから、これが下触れすることもあり得ますし、また、もう少しいろんな打ち合わせの中でこういう機能を入れたいということであれば、増えるということ、そこを一応目安ということで、今の概略設計をやった中では、大体他の市の付加機能入れてあるものは取り込めるのかなというところでございます。</p>
(委員長)	<p>いかがでしょうか。今の話を聞いて、16%で進めていって、確かに図面が出ないとわからないところもありますね。実際これくらいの面積が、描いてみるとこんなもんがあって、数字的には、これは11%ぐらいですよと、何かその突き合わせがないとわからないのがあるかと思うんですけど、今の山下設計さんがスタディーしたところでいきますと、そんなに豪華仕様になっているわけでもなくて、ユニバーサルデザインとかをちゃんと実現するために必要なプランを考えて、そう見ると大体16%ぐらいだと。きちきちじゃないですよ。だから、目標としては、私個人的にはいいんじゃないかなと。ほかの自治体に比べて、同じ規模の自治体は、20何%ですから、16%ということで、それよりも低く抑えて、コンパクトな庁舎を実現しようと。なおかつ、ユニバーサルデザインを実現できるということであれば、まずはこれを目標としてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。皆さん。何か、どうぞ。</p>
(委員)	<p>ちょっと調査をお願いしたいと思います。私、前に千代田におりまして、千代田庁舎をつくったとき、3,200㎡ぐらいだったと思いますけど、付加の分は15%以内でおさまったんじゃないかと思っておるわけですよ。ただ、この中で一番気になるのは、倉庫とか書庫とかあるわけですね。建物に入れますと、40万円/㎡ですか、かなり高い数字になって、そんなに庁舎の中に必要な分だけ置いて、例えば、車庫の2階に入るとかですよ、経費の節減もできると思うわけですよ。あくまでも40万円/㎡のところじゃなくて、安い分は安いところで、必要ない分はやっぱり検討していくべきじゃないかと思うわけですよ。だから、あと基本設計なり実施設計の中で、十分そこはまた変わってくるんじゃないかと思うわけですね。だから、ちょっとこの段階でどこまで入れるかどうかは、ちょっと疑問かなと思っております。</p>
(委員長)	<p>今の話ですと、そうするととりあえず16%でも認めていただけるという感じ。それは設計段階でやっぱり詰めるところはちゃんと詰めていきたいと思いますということとちゃんと理解していて、16%を認めていただけるというお話ですね。</p> <p>ほかにはいかがですか。</p>
(委員)	わからないんですよ。

	<p>別紙の1で、あくまでも「付加機能として16% (999㎡) 程度を」ということなので、そういった表現でしか多分私もわからないと思います。</p>
(委員長)	<p>一応基本計画で目標にしましょう。ということで、いかがでしょうか。ほかに、はい、どうぞ。</p>
(委員)	<p>今の検討は、中身ばかりですけど、この15ページの交通体系・交通アクセス、これは今の乗り入れ口の中央公民館の横と国道からの入り口だけになって、あと西側の水路の横断の検討ということで、絵に描いてありますけど、長崎線の踏切問題が全然絵に入っとらんわけですよ。この長崎線の汽車が通りよつとは、上りが37本、それから下りが36本、合わせて73本通りよるわけですよ。この73本汽車の通りよるたび、あの踏切が降りるわけですね。それに今度フリーゲージ予算倍増ということで、新幹線が何本通るかはっきりまだわかりませんが、恐らく40本以上になりはせんだろうか。そうした場合に、あの踏切があかす踏切になって、今5時から6時ぐらいの間が34号線の上り線が国道までつかえているんですよ。それで、この西側の水路のほうは、今水路があつて法肩のほうまでにすれば、ボックスを入れれば4mか4.50mの道路がとれます。実際、市役所の方は行って測ってください。そして、次に学校生徒が通う歩道があります。歩道が約3m、それから車道があります。ここの水路にボックスを入れれば上り線の市役所の出入り口が1カ所増えると思います。それと、国道の乗り入れ口は道路のバスレーンをつくってあるんですね、国道34号に。ちょうど今の入り口のところの西側に。このバスレーンをもう1車線、バスレーンのところに、今の中学校の入り口から権現堂橋までを3車線に国交省と打ち合わせしてされれば、もう少し交通の緩和ができればいいかと思うわけです。</p> <p>それと、もう1件、敷地面積が約30,000㎡ですね、22,981㎡の約30,000㎡で、この22ページに用地造成費って、造成というと開発行為ですか。開発行為になったら敷地面積の緑地帯を設けなさいと国で決めておるわけでしょう、ご存じですか。開発行為の面積の何パーセントは緑地帯を設けなさいと国で決めているですよ。そいけん緑地帯は大体どのぐらい検討されていますか。</p> <p>それと、一番おしまい24ページの時間がない、時間がないと言われよって、もう4カ月も5カ月も過ぎて、この基本設計ももうあと何カ月しかなくなつてですよ。もう10月で、あと4カ月、5カ月。だから、この基本計画の基本設計ができていなければ、その平面図と建物の位置図、ちょっとした立面図をつけてこの次には出してもらえんのですか。そうせんといつまでも中身がどうの狭かの広かのつて、幾ら言っても決まらんわけですよ。お願いします。</p>
(委員長)	<p>最初は交通のお話でしたね。15ページで周辺の道路ネットワーク図がありますが、北側踏切がありまして、今1日73本電車が通ると。その辺の対応はどうですかということですね。どういうふうに考慮されたのか、説明をお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
(事務局)	<p>JRの平ヶ里の踏切の件につきましては、これはもう新庁舎の建設の前から常にJRのほうには交通渋滞を招くということで、高架とかいろいろ要望活動を毎年行ってきました。そしてまた、JRのほうとも意見交換ということで、定期的に開催をされますので、そういった事あるごとに要望は行ってきたところでございます。ただ、あそこが駅と非常に近いというものと、あと、今おっしゃいましたように、73本ぐらいの電車が1日通っておりまして、フリーゲージになりますと、特急クラスでは恐らく四、五本ぐらい増えるような計画だったと認識をしております。そういったときに交通量調査もさせていただいて、そのデータをもとにいろいろ協議等もさせていただいたところ</p>

	<p>でございますけれども、その協議の結果からすると、そういった踏切については、まだ神埼のほかにもいろんなところでございますということで、なかなか改修は難しいだろうという回答をいただいているところでございます。</p> <p>あと、新庁舎建設敷地の取付道路関係の協議につきましては、国のほうが取り付け道路の協議に関するガイドラインを持たれているということでございましたので、そのガイドラインに沿って具体的な図面等を添付した上で協議を行うというふうになっております。今後はそういった取付道路についての協議資料等もあわせて作成をしていって、国のほうと協議をしてきたいと思っております。</p>
(委員長)	<p>J Rの踏切の問題というのは解決が今のところは、まだめどが立っていないということですね。非常に難しいというご説明でした。</p> <p>それから、周辺道路につきましては、これからさらに検討していくということだと思いますが、ぜひ検討結果をこの図に反映していただいて、バージョンアップしてほしいなと思うんです。前回も西側の水路は、子供がよく通学路として使っているの、入り口が適切かどうかというの少し話がありましたね。そのときも、ちょっといろいろと今後また調査して対応を考えますという話でしたけど、このときは前と変わっていないような気がするんですね。</p>
(事務局)	<p>今度になるんですけれども、来週あたりに公安、警察の協議をもう一回して、そこで確認をしていきたいと。</p>
(委員長)	<p>そうですね、ぜひやっていただく、周辺道路をちゃんと検討いただいて、場をならしえていただきたいと思います。よろしいですね。</p>
(事務局)	<p>それとすみません、開発行為等の件につきましては、盛り土と掘削50cmを超えますと開発行為になります。こちらのほうにつきましては、基本設計段階で内容、例えば、緑地をどうするか、駐車場の街路をどうするか等も今年度3月10日までは基本設計を終えたいと思っております、こちらのほうで検討をしていきたいと思っております。また、図面等については出せる状態かといいますと、先月末で基本計画を策定して、その後基本設計に移っていきたくて申し上げておりましたけれども、今月に入って基本設計に着手し始めた段階で、まだ全然お見せできるような状況ではないということで、急ピッチで基本設計に取り組んでいるということでご報告をさせていただきます。</p>
(委員長)	<p>そうしますと、緑地帯等につきましては、その設計が進んでいく段階でお見せできるようになるということで、今はまだ、緑地がどれだけあってという具体的な話はできないということですね。よろしいですか。</p> <p>じゃ、手短にお願いいいたします。</p>
(委員)	<p>ハザードマップの浸水被害ということで、0.5mから1.0mというふうに書いてありますけど。</p>
(委員長)	<p>何ページでしょうか。</p>
(委員)	<p>10ページです。水害対策ということで、④です。神埼市のハザードマップの資料によりますと、浸水被害が0.5mから1.0mということで記載されてありますけど、これは最新版のですかね。この前、国土交通省が示されて、また改正されたということでございましたので、これはいつの時点での資料か教えてください。</p>

(委員長)	事務局、おわかりでしょうか。
(事務局)	以前の数値で書かせていただいておりますので、最新の数値ではございません。最新のデータが出ているということでご指摘を受けましたので、最新のデータに変えたいと思います。
(委員長)	<p>お願いします。</p> <p>いかがでしょうか、ほかに。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしますと、事務局、基本計画はもうこれで決定、今回でちょっと修正箇所が宿題で残っていますが、それを今日出たいろいろご意見をもとに修正を加えて、委員の皆さんに計画の最終案だということでお配りしていただいて、また何か意見があれば集めて通していただくという形でよろしいですか。</p> <p>じゃ、基本計画はこの後、最終版を皆さんのところにお送りいただくということで。どうもありがとうございました。</p> <p>事務局にお返しします。</p>
(事務局)	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、本日議題といたしましたアンケート調査、それから基本計画の案につきましては、こちら事務局のほうで修正をしたものを委員さんのほうにまたお配りをさせていただきますと思います。そこで確認をしていただきまして、またお気づき点等があれば事務局のほうまでご連絡をいただければと思っております。アンケート調査につきましては、その後、神埼市のホームページ等で一応公開をするということで、その公開の手続のほうに入らせていただきたいと思っております。</p> <p>また、計画につきましても、検討委員会の基本計画（案）ということで、最終版につきましては市長のほうに報告をしていただきまして、最終的に神埼市の基本計画ということで取りまとめをさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから、あと次回の検討委員会でございますけれども、検討委員会の中で車椅子研修を1つ予定しておりました。次回もしよろしければ、神埼市の中央公民館になりますけれども、そちらのほうで車椅子研修を行いたいと思っております。この研修につきましては、この新庁舎建設検討委員会と、併せて脊振町複合施設検討委員会の委員の皆様と一緒に研修をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>そして、現地の確認の話も前回出ておりましたので、中央公民館、隣でございますので、現地確認もできればと思っております。日程につきましては、また委員長とご相談をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局からは以上でございますけれども、その他委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。</p>
閉会 (事務局)	